

水道民営化を切るII

＝水道事業活性化懇話会＝

水道事業活性化懇話会（略称・AWC）は水道事業の各分野に携わっている関西地区に居住する人が定例的に集い、水道に関する自由な意見交換を行っています。「水道を愛する」という基本的な理念の下に、時のテーマについて意見交換や情報交換、そして総意にもとつて要望活動なども展開します。今回は水道公論3月号に掲載した「水道民営化を切る」の続編、パート を掲載します。

民営化の形について

司会 海外の民営化について少し古いが調査資料がある。これによると、フランスのパリ市の郊外などに給水しているゼネラルデゾー社だが、この会社は140の自治体の連合体と契約を結び、約400万人に給水。給水量の増加にもかかわらず、経営の効率化で1949年に300人いた職員が、1972年には94人にまで縮小されたという。ドイツでは民営、半民営、それに市営の3種類あり、それぞれ水道のみ、水道とガス、水道とガスと交通などを一緒に経営している。市営事業は利益を上げないが、民営は利益とともに株主への配当もする。半民営は株を地方自治体が保有している。オランダでは約117の水道があり、そのうち7つが民営で、残りは公営企業。公営の最大はロッテルダムの水道で全国の約20%相当量を供給、民営は約2.5%の相当量だ。

今回、水道民営化の議論で取り上げられているいろいろなパターンをHさんが整理した（表参照）。これを見るとイギリス型の民営化が一番スッカリしている。政府が法律を作り、国主導で一気に進めればこんな形も可能なのだろうが、実現にはかなり抵抗が予想される。4つの方式以外の民営化の形があるだろうか。そういうことを含めて皆さんの討議をいただきたい。

G 料亭や飲み屋の多い繁華街で、膜や活性炭で良質な水をつくり、それを各店舗に有線のように供給する民間事業があってもおかしくない（笑い）。同じようなことで最近、京都の中小企業が異業種交流でおいしい水の街頭販売機を共同開発しているニュースがあった。法律をどうクリアするか分からないが、実現すれば現代流の水屋だ。

H 大阪のキタやミナミのような繁華街だったらカラオケ有線のような水商売が成り立つ。と言うのは、軒並み高価なミネラルウォーターを使っている。価格は水道水の千倍以上だが、膜処理を使えばおいしい水が数倍の値段で可能だ。

G 少し前に、新聞でニュージーランドの民営化を取り上げていた。それを見ると、民営化で効率化に成功したが、外国の大きな資本が入ってきてその国の雇用や、産業の中身がなくなる懸念があると、批判的に書いていた。民営化した場合、大きな資本が参入してくるので新しい心配が増える。

A 水道事業の民営化へのステップとして、運営を「民」に委託し、公・民、二人三脚でやることも現実的な施策だ。フランス方式に該当する考えだ。英国のような民営化は日本では早急に過ぎる。

M 表の4つの方式で、個人的に興味深いのは第二電々方式だ。というのも、民営化の過程で一番大きな問題と考えられるのが雇用問題だ。企業性の発揮にはどうしても従業員の問題が出てくる。その面からみると、第二電々方式は民間の活力で人々を徐々に吸収することも可能になる。最近、大手鉄鋼会社やガス会社が事業として卸電力を始めようとしている。今までわれわれの考えでは想像もつかなかったことだ。地域独占事業に競争原理が導入されるという意味で、第二電々方式は十分検討に値する。

A 水道民営化を大阪府下で構想するため、まず広域化、続いて民営化という道筋を考えてみた。大阪府下42市町村の水道は北大阪、東大阪、河南、阪南という4ブロックに分かれているので、各ブロックを1水道としてまとめ、そして府下4ブロックを統合し、最終的には大阪市と合体する。そうした形で民営化への基盤を作る。そしてインフラは「公」所有のまま、運営のみを「民」に委託することが有効だろう。ステップをこのように一段、一段登っていかないと、この問題は進まない。だが、一番関心を持たなければならない水道事業者自身がそれほど真剣でないところにやはり大きな課題がある。

日本型の民営化

B 民営水道はヨーロッパで始まった。時の権力者の認可をもらって川の水を水車で汲み上げ、パイプで送ったのがはじまりだ。イギリスで400年ぐらい、フランスで200年ほどの民営史があるようだ。日本でも近代水道の開始とともに水道会社が各地にできた。現在ほとんどが地元の市町村に移管されている。平成6年度版の水道統計には静岡、長野、栃木県下などに11ヵ所の私営水道が記されている。通水は早いもので昭和30年代だ。経営母体名は 急とか 不動産、 観光開発、 興産とかで、いずれも別荘地や開発地区の水道施設のようだ。この場合、現行水道法制の中で民間が運営している形態だが、経営やサービスレベルがどの程度なのか？、公営とどう異なるのかデータがないので良く分からない。

N 全簡協の「水道」7月号に日本上下水道設計(株)の池田さんが「公営水道の経営効率化努力と民営導入」と題して、米国水道協会誌「AWWAジャーナル」の記事紹介と解説を掲載している。米国ノースカロライナ州の人口50万人を数えるシャーロットという市での浄水場、下水処理場の運転管理を外部委託した経過を述べたものだが、その入札に維持管理会社9社とともに、市職員

水道民営化比較表

記号	民営方式	説明	特色	問題点
A	イギリス方式	現在の上水道、用水供給、簡易水道事業等すべてが一斉に民営に移行する。	<ul style="list-style-type: none"> ・一番すっきりした形である。 ・府県または地域（例えば近畿地方）単位で広域民営化することにより、料金、水質、施設等サービスレベルが統一できる。 ・必要な資金の調達が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域民営化を実施する前にサービスレベル統一のための莫大な費用が必要となる。
B	フランス方式	給水事業の責務及び施設の保有権は市町村であるが、市町村が作った施設を使用して運営、管理から料金徴収まで民間が行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費用が低廉で、水道料金が安くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設改良等公的資金を必要とする。 ・広域化ができていない。
C	第二電々方式	浄水製造は公営であるが、民間企業が浄水を買ひ、住民に供給、販売する。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業が多数参入することにより、競争の原理が働く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質に対する責任の所在が不明確になる。
D	C A T V方式	民間企業が水道水を買ひ、加工して、ある地域のみ上質の水道水を供給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ある地域に必要とする水の供給が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二重配管となる。（建物も含めて）

チームが応札した。市職員チームが結局、落札できたという内容だった。その結果、今まで29人の運

転要員が16人になったとか、薬品、電力費などコスト削減が行われ、職員チームの給料が20%アップした。

H その記事で非常におもしろいのは自らの市の入札に自らが入札参加しているところだ。例えば、大阪市水道局の維持管理の入札に、大阪市の職員組合が参加する、という、そこへ大林組も応札する、日立も応札するというような感じだ(笑い)。その記事の中に地方自治体が特定業務を行う場合、イギリスでは民間会社を入札に参加させ、その入札で役所が勝たなければ直営で運営できないという法律、CCT法(Compulsory Competition Tendering)が1980年にできていると、指摘があった。すごいことだ。

K この記事の衝撃は、公営側も努力すれば、負けているばかりではないということでしょうね。

C 日水協を退職された斎藤・前国際研修部長ご指摘のように、今は世界的に民営化が議論されるようになってきている。だから、新しい視点で見ないと前向きの発想が出来ないように思う。水道は最終的にはたぶん民営化されるだろうが、イギリス、フランス方式などにこだわる必要はない。日本型の民営水道を考えたらどうだろう。

M 水道の民営化は必然とは思いますが、新しい視点とはいっても雇用問題やしがらみがあってなかなか踏み切れない。新しい制度への移行には、それに伴う問題をどうするのか考えなければいけない。第二電々方式は事前に受け皿を作るという意味で、新制度移行への緩衝になり、優れた考え方と思う。

L 私が思うのは、高松市が水不足で高松砂漠と言われた時、国が中に入って、吉野川の水を緊急導水した。水問題は歴史的にも利害関係者間だけでは調整が難しく、第三者が大きな力を発揮するのではないかと。渇水や大震災で困った時、国が大きな働きをしたように、チャンスをとらえて、国が方針を打ち出せば、広域民営化も実現可能な気がする。それから言うとイギリス方式が一番日本には合うのではないかと。

B 日本的な民営化のあり方があっていいのではないかと意見があったが、その通りだと思う。小規模な事業体ほど技術力も経営体質も弱いので助けが必要だ。広域化の後に民営化よりも、困っている事業体が民営化できるような進めた方が現実的だ。また、民間企業や有力水道事業体が専門的な水道受託会社をつくり、民営化を担う。そんなシステムがあっても良いのではという感じがする。国がそうした機関を育成したり、資格認定しても、規制緩和に逆行しないだろう。

F 民営化の前提には広域化が必要だ。水源開発や膜処理、安定給水など様々な課題があっても小さな民営規模では事業展開に限界がある。赤字は致命傷になりかねない。イギリスのような広域民営化が現実的な意味を持つ理由がここにある。小規模のままでは、民営でも効率化を期待するのは多分難しいだろう。

B 戦後、水道建設で人材不足の時代に水道建設を支援をするような人達が居たと聞く。今はそういう組織の片鱗すらないが、そうした人材をプールした株式会社組織を官でも民でも作って、事業を請負ってもいいのでは。民営化は新しい経営、運営システムなので、水道に対する国や地方の権限の範囲・規制内容も当然変わってくる。これまで障害であった行政間の壁が意味をなさなくなるので、広域化の推進や水資源確保がむしろ容易になる。民営化に向けて「まず広域化」という二段階アプローチは、その道程を歩むだけで改革エネルギーがとぎれてしまいそうな感じがする。必要に応じて民営化を図ることが先決だろう。

D 大阪経済大学の稲場紀久雄先生は自署「ゴルディオンの結び目」で、民営化について「現行上下水道法制で課されている各種の社会的・技術的規制の撤廃ないしは緩和をすることで、事業体に自由な経営活動を保証し、その達成を通じて消費者に良質なサービスを提供するとともに、

水系環境の改善を図る手段」と、定義づけている。原価プラス適正利潤を求める経済活動の中に、良質な市民サービスはもとより、水系環境の改善まで加えている。少々理想的に過ぎる感もあるが、新しい制度へ込める期待は多彩、賢沢な方が良いと思う。

民 営 化 の 功 罪

H 仮にどこかの小規模水道国で、水質管理も充分でなく料金が高くてお手上げの水道があるとして、それを民営化を担う会社や第三セクターが入って役所に代わって経営し、設備投資や減価償却、労務管理、利益処分までも行う。施設は「公有」のままとすると、これはフランス方式になるな。

A 日本の小規模水道ではそうした委託方式がすでに行われているのではないか。例えば施設は町村所有だが、施設点検は地元のお父さん、集金は近所のお母さんがやるとか。

H その場合、人件費や維持管理費は役所が支払っている。

N 地方にいくと、塩素滅菌だけの小規模水道が数多くあり、その管理を地元が受託しているケースがある。私の経験でいくとニュータウンができて、すぐに水道が引けない場合、とりあえず簡易水道をつくり、民間が水道を運営する。その後、施設を自治体に移管し、水道事業に組み込んでもらう形が一般だ。

A 業者の立場からすると施設未稼働分の赤字負担や、水質などの責任問題があるので、早く市町村に移管したいということなんだな。それだけ小規模水道には問題があるということでしょう。

F さきほどのアメリカの民営化だが、効果が出て良かったという結論になっている。しかし5年間だけの実績だ。水の供給はずっと続くので、本当の成果、評価はこれからだろう。管の更新や水質管理体制、技術の継続性など全体の評価の中で良かった、悪かったというのが本筋だ。民営化の基本は経営効率化やサービスの充実ということになるが、こうした視点を求めるだけならば、民営化以外にも何か手立てがあるように思うが...

B 池田論文の話だが、池田さんは民活の一手段として民営化を捉えているように思う。その意味で業務委託をもっと評価しなければならないし、民営化とのスタンスももう少し考える必要がある。

F ちょっと話は違うが、日本ではタクシーは自動ドア、地下鉄やバスは次の車がどこに居るのか表示してくれる。大金を投じた設備だろうが、過剰サービス、過保護的だ。水道でも「湯水に強い」「地震でも大丈夫」と努力が続いているが、限られた財源の中では言い過ぎだ。こうした「過剰サービス」を、料金収入の範囲内の「適正サービス」に脱却していくための手段として、民営化を位置付けてもいいのではないか。裏の論理として強く意識してもいいと思うが...

M もっともな意見だが、サービス切り下げを意識させるような見方は納得出来ない。むしろ逆に民営化によって公営時代にはない社会的責任が発生したり、規制が厳しくなる面もある。例えばPL（製造物責任）法だが、水道は水質基準を守っていれば異臭味があってもPL法の適用を逃れられるとしている。しかし、民営化すれば法律上、その立場は極めてデリケートになる。

現在の水道は公営の水道事業者まかせで水は蛇口から出て当たり前、料金引上げはダメという困った風潮だ。しかし、私どもに関わりのある団地水道の場合、管理組合の委員が出てきて情報公開する。住民は納得して料金を引き上げる。必要な資金は積立をする。小規模だが「住民参加」で運営されている。今の公営水道は住民との間に地方議会があって経営や安全・安定供給責任をすべて水道事業者にかかせ放し。そうした制度を一挙に変えるのは難しいが、民営化の議論を通じて住民参加システム、

住民の参加意識ができてくれば最高だと思う。

L 民営化は万能で、いい方向に進むばかりではない。管理者の判断で、民間企業並みに頑張っている事業体もある。池田論文のように公営側の力量を示した事例もある。民営化はそれ自体が目的ではなくて手段だから、現在のまま適切な経営が行われていれば制度改変の必要はない。業務委託のあり方を含めて、21世紀の水道づくりの一方策として民営化を考えていくといった構えでいいのでは…。

4 タイプの評価

C 水道民営化について4つのタイプだが、これは完全公営 完全民営の間に民活度合がどの程度入るかということだと思う。

私の感じではA・B・C・Dタイプのうちイギリス方式が完全民営、フランス方式は民活度合が大きく、第二電々方式は民活度合いがやや小さくて、CATV方式は特定地域のみを対象とするものだから特殊タイプと言った見方ができる。これらのうち幾つかを経由して最終形に至ることが考えられる。

もう一つは、日本の場合、水に対する認識が諸外国と比べて違う。権利については伝承された水利権という考え方があるし、水道についてもヨーロッパ等では生活用水であって飲もうと思えば飲めますよというような認識、日本では安全で飲用適が水道の認識だ。こうした状況を十分考えた上でジャパンナイズされた民営化を考えていかないといけない。そんな検討の中からのいろんな発想が出てくるのではないか。

M 日本型民営化は小規模からぼつぼつやって、最後は九電力なみの、広域的なものになっていくのではないか。そんな気がする。今回は4つのパターンに整理されたが、おもしろい試みだ。

P 民営化で職員の処遇をどうするか、地方自治法や公企法などを変えてもらわないといけない。その如何が、民営化へのハードルだろう。

I 今回の民営化の議論を通じて「何故民営化が必要なのか」という根拠をもっと明確化にしなければいけないと感じる。民営化はそれぞれの国家、自治体あるいは地域固有の実情に沿って進められてきた経緯があるので、民営化に対する最小限の基礎的諸条件を考えていく必要があるにしても、あらかじめ決められたパターンにあてはめるような今回の方法は適当ではない。さらに、今の話のように民営化に付随して雇用問題や地方自治法や地方公営企業法の改正などがあるが、それを克服できないような状況では、実施時期ではないと考えなければならない。

D 統一的に決められる基礎的諸条件とは何か？

I たとえば民営化した場合の各企業の供給水の品質や価格設定、低所得者に対する救済措置、あるいは参画できる企業の最低要件や職員の身分、雇用条件、あるいは競争関係の公正さを監視するための措置や法律違反に対する制裁措置などいろいろある。

それと、民営化によって多角的な事業展開が可能になるようなこともこの際考えるべきではないか。イギリスでは上下水道に廃棄物も含めていると聞いている。また、第二電々方式やCATV方式も含めていい。

司会 話は尽きないが、今日の討議で民営化の姿がほんのり見えてきたようだ。21世紀に向けて住民の負託に応える水道づくりを展開するため、水道民営化が議論される日もそう遠くない気がするが、今回はこれで終了したい。

水道事業活性化懇話会のメンバーは次の通り。

石田三郎、名越孝、吉岡等、沼野良介、田中彦久、長濱利行、若勢憲一、仁木彬隆、宮田和郎、川畑肇、後藤幹夫、辻本允子、渡辺綱義、橋本雪夫、木村久彦、浅田正則、直原美那子、角田義雄、岩崎政夫、横手治彦、上山雅嗣。

稲葉紀久雄（特別会員）

順不同